

川崎市夢見ヶ崎動物公園パークセンター多目的スペース設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における、ボランティア活動をはじめ、市民団体等が自発的、継続的に参加し、市内の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）を促進し、夢見ヶ崎動物公園の魅力創出を図るため、川崎市夢見ヶ崎動物公園パークセンター多目的スペース（以下「多目的スペース」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(活動)

第2条 前条の目的を達成するため、多目的スペースにおいて次の活動を行う。

- (1) 市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること
- (2) 市民活動支援に関すること
- (3) その他、多目的スペースの設置目的を達成するために必要なこと

(利用区分)

第3条 多目的スペースの利用区分は、次のとおりとする。

- (1) 多目的室1
- (2) 多目的室2

(利用日時)

第4条 多目的スペースの利用日は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は、9時から16時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、夢見ヶ崎動物公園長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用団体の活動)

第5条 多目的スペースを利用できる団体は、川崎市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体で、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものに限る。

- (1) 政治、宗教又は営利活動を主たる目的とするもの。
- (2) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、夢見ヶ崎動物公園長が不適当と認めるもの。

(利用料)

第6条 多目的スペースの利用料は無料とする。

(損害賠償)

第7条 利用団体は、その責めに帰すべき事由により、設備等の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときには、損害を賠償しなければならない。

(登録)

第8条 多目的スペースを利用しようとする団体は、利用前に次の資料を添えて夢見ヶ崎動物公園長宛て申請する。ただし、夢見ヶ崎動物公園長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(1) 新規登録

ア 夢見ヶ崎動物公園パークセンター多目的スペース利用団体登録申請書（第1号様式）
（以下「団体登録申請書」という。）

イ 団体規約等

ウ 活動実績資料

2 夢見ヶ崎動物公園長は、前項第1号に係る新規登録を認めた場合は、多目的スペースを利用しようとする団体に夢見ヶ崎動物公園パークセンター多目的室利用登録証（第2号様式）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 利用団体は、登録事項に変更があった場合等については、次の資料を添えて変更等の手続きを行うものとする。

(1) 団体登録申請書記載事項変更（代表者氏名、代表者連絡先の変更に限る。）

ア 団体登録申請書

イ 登録事項の変更に係る資料

(2) 登録証再発行

ア 団体登録申請書

(3) 廃止登録

ア 団体登録申請書

イ 登録証

(登録の更新)

第9条 利用団体は、毎年度登録内容の更新を行うものとし、団体登録申請書により夢見ヶ崎動物公園長宛て申請するものとする。ただし、直近1年間に利用実績があり、特定の申し出がない場合は自動更新とする。

(登録の抹消)

第10条 夢見ヶ崎動物公園長は、利用団体が次の各号に掲げる事項に該当した場合、利用団体の登録を抹消することができる。

(1) 第5条で規定する活動が主たる活動と判明した場合

(2) 第12条に規定する予約の取り消しの連絡をせず、当日利用しない事態が複数回ある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、夢見ヶ崎動物公園長が登録に不適当と判断した場合

(予約)

第11条 多目的室を利用する場合には、事前に予約を行うものとする。

2 利用の予約は、利用日の属する月の2か月前の1日から直接来所、電話、電子メール等により行う。

3 予約の区分は次の2区分とする。

(1) 午前 9時～12時

(2) 午後 1時～4時

4 予約は直接来所し、予約表に直接記入したものを優先するものとし、1箇月につき最大4区分の予約ができる。

(予約の取り消し)

第12条 予約をした利用団体が、その利用を中止する場合、速やかに電話等で予約の取り消しについて連絡しなければならない。

(多目的スペースの利用)

第13条 利用団体は、多目的スペースを利用する際に登録証を持参しなければならない。

(利用制限)

第14条 利用団体は、次の各号に掲げる活動等を多目的スペースで行ってはならない。

(1) 政治活動及び宗教活動を行うこと。

(2) 物品販売などの営利活動を行うこと。

(3) 寄附募集その他これに類する活動を行うこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。

(5) 地域貢献に当てはまらない活動を行うこと。

(6) その他、夢見ヶ崎動物公園長が不適当と認める活動等を行うこと。

2 夢見ヶ崎動物公園長は、利用団体が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある活動等をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(庶務)

第15条 多目的スペースの設置に関する事務は、建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園で処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和6年10月6日から施行する。

川崎市夢見ヶ崎動物公園パークセンター多目的スペース登録申請書

① 新規・更新

② 変更

③ 登録証再発行

④ 廃止

年 月 日

(あて先) 夢見ヶ崎動物公園長

申請者名

住 所

電 話 ()

団 体 名			登録番号 (新規登録を除き記入)	
代 表 者 氏 名			代表者 連絡先	()
団 体 の 目 的				
川崎市内における 活 動 概 要 (できるだけ詳しく記載してください。)				
	設立年月日	・ 年 月 日設立		
	会 員 数	名		
	活 動 日			
	活 動 場 所			
	会 費	なし ・ あり (年・月 回あたり 円)		
川崎市夢見ヶ崎動物公園多目的スペースの利用 予定設備 (該当数字に○をし、利用 予定回数、利用内容を 記載してください。)	1. 多目的室1 (年・月 回) 2. 多目的室2 (年・月 回)			
	利 用 内 容			

①新規・更新の場合は全ての欄を御記入ください。
②変更の場合は、団体名と登録番号のほか、変更箇所のみ御記入ください。
③登録証再発行の場合は、「団体名」、「登録番号」及び「代表者氏名」欄を御記入ください。
④廃止の場合は、その理由を「川崎市内における活動概要」欄に御記入ください。
※注意事項
・申請書に会則等の写し及び活動実績がわかる資料を添付してください。
・記載事項に変更があった場合は川崎市夢見ヶ崎動物公園（電話044-588-4030）まで御連絡ください。

第2号様式

夢見ヶ崎動物公園パークセンター

多目的スペース

利 用 登 録 証

登録No. _____

団体名

第2号様式

夢見ヶ崎動物公園パークセンター

多目的スペース

利 用 登 録 証

登録No. _____

団体名

第2号様式

夢見ヶ崎動物公園パークセンター

多目的スペース

利 用 登 録 証

登録No. _____

団体名
